第三条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第五条第一項第五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第五条第一項第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の特例退職年金

第五条第二項中「から第三号まで」を「、第三号」に改め、「）に掲げる給付」の下に「（同項第二号に掲げる給付にあっては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。）」を、「支給状況につき」の下に「国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等（以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。）及び」を加え、「同項第四号から第六号までに掲げる給付」を「前項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」に、「当該制度の管掌機関」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第十四条中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一円」に改める。

第十四条の三の前の見出し中「関する」の下に「規定の」を加え、同条の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同条の表附則第二十六条第一項の項中「の規定により」を「において」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改め、同表附則第二十六条第二項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、同表に次のように加える。

附則第二十六条第四項	附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項	改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）

第十四条の四の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同条の表附則第二十六条第一項の項中「次条第十五項の規定により」を「次条第十八項において」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に、「次条第十三項又は第十四項」を「次条第十五項から第十七項まで」に改める。

第十六条の二第一項中「次項及び」及び「（次項に規定する者を除く。）」を削り、「第十六条の四」を「第十六条の二」に、「次に」を「平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十条の二第一項の表の下欄に」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条を第十五条とする。

第十六条の三を第十六条とし、第十六条の四を第十六条の二とし、第十六条の五を第十六条の三とする。

第十六条の六の表国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十四条第二項（同令第五十一条において準用する場合を含む。）の項中「第十六条の二」を「第十五条」に改め、同表国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第十一条の二の項中「第十六条の六」を「第十六条の四」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十七条の見出し中「により適用するものとされた」を「による」に改め、同条の表以外の部分中「により適用するものとされた」を「による」に改め、同条の表附則第十三条第二項第二号の項中「第二十四条の四の表第五号の項中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第五条第一項第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の特例退職年金

第五条第二項中「から第三号まで」を「、第三号」に改め、「）に掲げる給付」の下に「（同項第二号に掲げる給付にあっては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。）」を、「支給状況につき」の下に「国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等（以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。）及び」を加え、「同項第四号から第六号までに掲げる給付」を「前項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」に、「当該制度の管掌機関」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第十四条中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一円」に改める。

第十四条の三の前の見出し中「関する」の下に「規定の」を加え、同条の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同条の表附則第二十六条第一項の項中「の規定により」を「において」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、